

令和5年6月25日執行

松前町議会議員選挙

候補者のしおり

松前町選挙管理委員会

目 次

I 立候補の届出	1
1 立候補届出日時	1
2 届出場所と選挙すべき議員数	1
3 受付順序	1
4 届出の方法	1
5 その他	1
II 立候補の届出書類	2
1 届出に必要な書類	2
2 届出書類記載上の注意	2
3 立候補の届出書類と併せて提出する書類等	5
4 立候補届出書類等の事前審査	6
5 選挙運動用自動車の看板等掲示審査	6
III その他の届出書類	7
1 立候補届出とは別に、必要に応じ、選挙管理委員会等へ提出する書類等	7
2 立候補届出とは別に、必要に応じ、所轄の警察署長へ提出する書類等	7
3 主に選挙期日経過後に、選挙管理委員会へ提出する書類等	7
4 届出等の時間	8
IV 証明書等及び公営物資	8
1 証明書等	8
2 公営物資	8
V 選挙運動	9
1 選挙運動の期間	9
2 事前運動と準備行為	9
3 選挙運動をすることができない者	9
4 選挙運動の概要	10
5 選挙期日後のあいさつ行為等の制限	15
VI 選挙運動に関する費用	16
1 収入、寄附、支出	16
2 出納責任者	16
3 選挙運動費用の制限	18
4 選挙運動費用に算入されないもの	18
5 公営による選挙運動と選挙運動費用	18
6 実費弁償及び報酬	19
7 収支報告書の提出と公表	20
VII 政治活動	21
1 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制	21
2 政治活動用ポスターの規制	21
VIII その他参考資料	22
1 候補者等のする届出・報告一覧	22
2 個人演説会を開催できる公営施設	23
3 候補者関係主要日程（予定）	24
4 選挙会場	24
5 当選証書付与式会場	24

I 立候補の届出

1 立候補届出日時

告示日（令和5年6月20日（火））の午前8時30分から午後5時まで

2 届出場所と選挙すべき議員数

届出場所	選挙すべき議員数
松前町役場 2階 議場	11

3 受付順序

告示日（6月20日（火））の午前8時までに受付に到着している者については、くじで受付順序を決定し、午前8時を過ぎて受付に到着した者については、到着順に受け付けます。

（注）このくじは、まず、くじを引く順序を定めるくじを行い、次に、その順序に従って、受付順序を定めるくじを行います。

なお、届出書類の記載等が不備の場合には、受付が最後になることがあります。

4 届出の方法

郵便によることなく、文書で選挙長に行わなければなりません。

5 その他

立候補の届出の際に、記名押印する場合は、必ず同一の印鑑を持参してください。

（参考）立候補の辞退

立候補を辞退する候補者は、1の立候補届出日時に候補者辞退届により選挙長に届け出なければなりません。

II 立候補の届出書類 (法86-4、令88)

立候補の届出には、本人届出及び推薦届出の方法があり、届出に必要な書類が異なります。

1 届出に必要な書類

本人届出の場合

- ア 候補者届出書 (本人届出)
- イ 供託証明書
- ウ 宣誓書
- エ 所属党派証明書・・・政党その他の政治団体に所属する候補者のみ
- オ 戸籍謄本又は抄本
- カ 通称認定申請書・・・希望する候補者のみ
- キ 履歴書

推薦届出の場合

- ア 候補者届出書 (推薦届出)
- イ 候補者推薦届出承諾書
- ウ 選挙人名簿登録証明書
- エ 供託証明書
- オ 宣誓書
- カ 所属党派証明書・・・政党その他の政治団体に所属する候補者のみ
- キ 戸籍謄本又は抄本
- ク 通称認定申請書・・・希望する候補者のみ
- ケ 履歴書

2 届出書類記載上の注意

(1) 本人届出の場合

ア 候補者届出書 (本人届出)

文字は正確にかい書で記載し、数字は算用 (アラビア) 数字を使用してください。

(ア) 候補者氏名

候補者の氏名は、戸籍に記載されている文字をそのまま記載してください。(ただし、下記のとおり文字を更正することができます。)

また、ふりがなは、平仮名で記載してください。

【文字の更正】

通用字体の漢字に更正する場合

戸籍上の氏又は名の文字が、通用字体と異なる字体によって記載されている漢字の場合、通用字体の漢字に更正して記載することは、氏名の変更には当たらないとされていますので、その対応する字体によって候補者届出書に記載することができます。

なお、通用字体とは、常用漢字表 (平成22年内閣告示第2号) に掲げる通用字体 (括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。) 又は戸籍法施行規則別表第2 (人名用漢字別表) に掲げる字体であり、通用字体と異なる字体によって記載されている漢字とは、常用漢字表においては括弧に入れて添えられた字体等をいいます。

例) 「榮」→「栄」、「邊」→「辺」、「高」→「高」、「崎」→「崎」 等

(イ) 本籍、住所及び生年月日

本籍、住所及び生年月日は、被選挙権の有無の判定上必要がありますので、それぞれ戸籍や住民票のとおり正確に記載してください。

なお、本籍及び住所は、都道府県から書き出し、丁目及び番地等を「- (ハイフン)」等で省略しないでください。

(ウ) 党派

党派は、候補者届出書に添付する所属党派証明書に記載されている名称を正確に記載してください。

なお、所属党派がない場合は、無所属と記載してください。

(エ) 職業

職業は、なるべく詳細に記載してください。

特に兼職を禁止されている職にある者については、その職名を、地方自治法第92条の2に規定する関係にある者（兼業禁止）については、その旨を記載してください。

なお、2以上の職業が記載してある場合は、指定のあったいずれか一を告示に使用しますので御了承ください。

(参考)

地方自治法第92条の2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(オ) 一のウェブサイト等のアドレス

選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載してください。使用しない場合は、空欄としてください。

(カ) 添付書類

添付書類は、不用な書類については2本線で抹消の上、押印してください。

イ 供託証明書

供託証明書は供託所に供託金を納付することによって供託所から発行されます。

渡島・檜山管内では下記の場所で供託事務を取り扱っていますので、事前審査日前（6月7日（水））までに済ませ、**事前審査の際に供託証明書をお持ちください。**

函館地方法務局（函館市新川町25番18号 TEL0138-23-7511）

函館地方法務局江差支局（江差町姥神町167番地の1 TEL0139-52-1048）

函館地方法務局八雲支局（八雲町相生町108番の8 TEL0137-62-2208）

開庁時間 平日 8時30分～17時15分

※ 手続きに時間を要しますので、16時30分までに申請して下さい。

【供託書・OCR用の記載方法】**(ア) 供託者の住所氏名**

供託者の住所は、都道府県から書き出し、丁目及び番地等を「-（ハイフン）」等で省略しないでください。

また、氏名は、戸籍名によらなければならないので、必ず候補者届出書に記載する戸籍名（更正又は訂正する場合は、更正又は訂正後の文字を使用する。）によって供託してください。

(イ) 被供託者の住所氏名

被供託者の住所は空白とし、「松前郡松前町」と記載してください。

(ウ) 供託金額

供託金額は、15万円です。金額の前に「¥」を付けてください。

なお、当該金額に相当する額面の国債証書によって供託することもできます。

(エ) 供託者カナ氏名

供託者カナ氏名は、濁点、半濁点は1マスを使用してください。

なお、氏と名は1マス空白にしてください。

(オ) 法令条項

法令条項には、「公職選挙法第92条第1項」と記載してください。

(カ) 供託の原因たる事実

供託の原因たる事実には、「供託者は、令和5年6月25日に行われる予定の松前町議会議員選挙について、候補者として当該選挙の選挙長に立候補の届出をするため供託する。」と記載してください。

(キ) 備考

備考には、「官庁の名称 松前町議会議員選挙選挙長」と記載してください。

(ク) 供託金の申請方法

供託金の申請方法は下記のいずれかで行うことができます。

- a 法務局（本局）に申請する場合は、供託書と供託金（現金）を供託所の窓口に提出してください。
- b 法務局（支局）に申請する場合は、供託書のみを供託所の窓口に提出しその後、供託金（現金）を指定された日本銀行代理店に払い込んでください。
- c 代理人により申請される場合は、供託書に代理人の住所氏名を記載するとともに、委任状の提示が必要です。
- d 供託所へ行かずインターネットにて申請することができます。詳しくは、「供託ネット」(<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>)をご覧ください。
※ なお、詳しい申請方法については別添の「選挙供託の申請手続きについて」をご覧ください。

【供託物の返還】

選挙の効力及び当選の効力が確定した後、選挙管理委員会から供託証明書を返還し、併せて供託物の返還を請求できる者である旨の証明書を交付しますので、それらによって供託物の返還を請求することができます。

なお、次の場合には供託物は没収されます。

- a 得票数が供託物の没収点に達しない場合
※ 供託物の没収点＝有効投票の総数÷議員定数×1/10
- b 立候補を辞退した場合
- c 立候補禁止の公職についたため立候補の辞退とみなされた場合
- d 被選挙権のない者の立候補の禁止及び重複立候補の禁止の規定により立候補の届出を却下された場合

ウ 宣誓書

被選挙権を有しない者でないこと、重複立候補者でないことを誓う旨の文書です。記載に当たり、住所及び氏名は、候補者届出書に記載するとおり記載してください。

エ 所属党派証明書

政党その他の政治団体の所属候補者としてその名称を候補者届出書に記載して届け出る場合は、所属党派証明書を添付してください。

所属党派証明書は、それぞれの団体が定めるところの発行権者により発行されたものでなければなりません。

オ 戸籍の謄本又は抄本

最近のもの（告示日3か月前以内）を添付してください。

(2) 推薦届出の場合**ア・イ 候補者届出書（推薦届出）・承諾書**

本人届出の場合のアを御参照ください。

なお、推薦届出者は選挙人名簿に登録されていなければなりません。

ウ 選挙人名簿登録証明書

選挙管理委員会の委員長から、推薦届出者が選挙人名簿に登録されている旨の証明書（選挙人名簿登録証明書）の発行を受け、添付してください。

エ 供託証明書

供託名義は、推薦届出者とすることにご注意ください。

オ 宣誓書**カ 所属党派証明書****キ 戸籍の謄本又は抄本**

（本人届出の場合）のウ～オを御参照ください。

3 立候補の届出書類と併せて提出する書類等

立候補の届出に当たっては、必要に応じ、次の書類等を御提出ください。

(1) 通称認定申請書（令88）

通称について、選挙長の認定を受ける場合に、立候補届出書に添えなければならないので、立候補届出の際に申請してください。

記載に当たり、住所及び氏名は、候補者届出書に記載するとおり記載してください。

また、氏名及び呼称のふりがなは、平仮名で記載してください。

この通称認定申請書の提出に当たっては、同時に当該呼称が本名に代わるものとして広く通用しているものであることを説明し、かつ、そのことを証するに足る資料（名刺、葉書、著書など）を提示してください。

ただし、氏又は名を仮名にする場合は、資料の提示は必要ありません。

なお、提出された申請書による呼称が通称と認められる場合は、直ちに候補者に認定書が交付されます。

【通称とは】

候補者届出書に記載された本名（戸籍謄本又は抄本に記載された氏名）に代えて、本名以外の呼称で、本名に代わるものとして広く通用しているもので、下記の場合に記載し、又は使用されます。

- a 立候補届出の告示
- b 新聞広告
- c 投票記載所の氏名等の掲示

〔注意〕通称使用の認定（認定書の交付）を受けたときは、a から c の場合に必ず通称を記載し、又は使用されますので、御注意ください。

【選挙長の認定を受ける場合の事例】

- ・ 候補者届出書に記載された本名と全く異なる呼称を使用したい場合
- ・ ペンネームを使用したい場合
- ・ 本名の文字に代えて、その読みに従って他の文字（当て字）を使用したい場合
- ・ 氏又は名をかな書きにしたい場合

(2) 出納責任者選任届（法180）

立候補の届出をした者は、出納責任者を届け出なければなりませんので、立候補届出の際に届け出てください。

(3) 履歴書

履歴書には、「職業に関する履歴」、「公職に関する履歴」、「賞罰に関する履歴」等の現在に至るまでの履歴を記載して提出してください。

(4) 報酬を支給する者の届出書（法197の2）

選挙運動のために使用する事務員、車上運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）及び専ら手話通訳のために使用する者に報酬を支給する場合に、その者の氏名及び住所等を記載の上届け出なければなりませんので、立候補届出の際に届け出てください。

(5) 選挙事務所設置届 (法130)

選挙事務所の設置者は、選挙事務所を設置したならば直ちに選挙管理委員会に届け出てください。

(6) 立候補届出代理人証明書

立候補届出の当日に、本人（推薦届出者含む）以外の方が届け出る場合は、候補者届出書に添付してください。

4 立候補届出書類等の事前審査

立候補の届出を円滑に行うため、下記のとおり立候補届出書類等の事前審査を行います。書類等に不備などがあると、届出を受理できない場合がありますので、記入の上、必ず受けるようにしてください。

① 日時 令和5年6月8日（木）～16日（金）

（6月10日（土）、11日（日）を除く。）

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時30分まで

※事前に選挙管理委員会事務局（Tel42-2275 内線286）へご連絡願います。

②場所 選挙管理委員会事務局

③お持ちいただくもの

ア 届出書類一式

イ 届出の際に使用する印鑑（記名押印により届出の場合及び訂正により押印を使用する場合）

ウ 使用する予定の選挙運動用ポスター・ビラ及び通常葉書

5 選挙運動用自動車の看板等掲示審査

公職選挙法第143条第1項第2号で選挙運動用自動車等に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板類については、ちょうちん類は1個に制限されていますが、選挙運動用自動車に取り付けて使用する限り、特に数、記載内容の制限はありません。

ただし、規格は下記のとおりとなっています。

ポスター、立札及び看板の類 縦 273cm以内 横 73cm以内

ちょうちんの類 高さ 85cm以内 直径45cm以内

この+規格によって正しく取り付けられているか、下記のとおり選挙運動用自動車の看板等掲示について事前に審査します。

日 時 令和5年6月19日（月） 午前9時30分～正午

場 所 松前町字神明30番地 町民総合センター駐車場

Ⅲ その他の届出書類

1 立候補届出とは別に、必要に応じ、選挙管理委員会等へ提出する書類等

(1) 選挙事務所異動届出書（法130）

選挙事務所の設置者は、選挙事務所を異動（廃止に伴う設置を含む。）したならば直ちに選挙管理委員会に届け出てください。

(2) 公営施設使用個人演説会開催申出書（法161）

候補者は、選挙区内の公営施設を使用して個人演説会を開催する場合、開催しようとする日前2日の午後5時までに、選挙管理委員会に申し込んでください。

使用の可否については、選挙管理委員会において、学校にあっては授業、研究又は諸行事、その他の施設にあっては業務又は諸行事に支障があるかどうかを確認の上、候補者に通知します。なお、候補者が直接公営施設に使用を申し込むことはできません。

(3) 選挙立会人となるべき者の届出書・承諾書（法76）

候補者は、選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て、選挙立会人となるべき者1人を定め、届け出ることができます。

届け出の場合は、選挙期日前3日（6月22日（木））の午後5時までに選挙長（選挙管理委員会）に、本人の承諾書を添え、提出してください。

なお、選挙会は6月25日（日）午後8時10分から選挙会場（開票所）で行います。

(4) 選挙運動用ビラ届出書（法142）

候補者は、選挙管理委員会に届け出た2種類以内、1、600枚以内で選挙管理委員会の交付する証紙を貼り付けた選挙運動用ビラを頒布することができます。

(5) 公費負担制度の対象になる選挙運動費用の届出書等（法141_8、142_11、143_15）

今回の選挙から、下記の選挙運動費用は届け出をすることによって松前町が公費負担いたします。詳しくは「公費負担の手引き」をご覧ください。

- ・ 選挙運動用自動車の使用
- ・ 選挙運動用ビラの作成
- ・ 選挙運動用ポスターの作成

2 立候補届出とは別に、必要に応じ、所轄の警察署長へ提出する書類等

(1) 設備外積載等許可申請書（道路交通法56、57）

選挙運動用自動車で、設備外積載等許可が必要となる方は、事前に、選挙運動用自動車の出発地を管轄する警察署等で設備外積載等許可申請に係る書類の交付を受けてください。

※ 審査は車両を持ち込んでの事前審査及び本審査は行わず、書面審査のみで行います。

申請後、時間が掛かることもありますので、6月19日（月）の選挙運動用自動車の看板等掲示審査前には許可されるよう申請ください。

(2) 道路使用許可申請書（道路交通法77、78）

選挙事務所を表示する立札、ちょうちん及び看板の類等の設置状態が、道路使用の許可を必要とする場合は、所轄の警察署長に申請してください。

3 主に選挙期日経過後に、選挙管理委員会へ提出する書類等

(1) 選挙運動費用収支報告書（法189）

出納責任者は、寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載の上、選挙管理委員会に選挙期日から15日以内（7月10日（月）まで）に提出してください。

4 届出等の時間（法270）

選挙に関する届出等は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない旨定められていますので御注意ください。

IV 証明書等及び公営物資

立候補の届出が受理されると、次に掲げる証明書等及び公営物資が交付されますので、受領に当たっては、必ず枚数等を御確認ください。

なお、紛失等があっても原則として再交付されませんので、十分御注意ください。

1 証明書等

(1) 選挙運動用通常葉書使用証明書（1枚）（法142、令109の5）

通常葉書の交付を受ける場合又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合に郵便事業株式会社の支店へ提出するものです。

(2) 選挙運動用通常葉書差出票（8枚）（法142、令109の5）

通常葉書を郵便事業株式会社の支店へ差し出すときに添付するものです。差出票1枚で通常葉書100枚を差し出すことができます。

(3) 新聞広告掲載証明書（2枚）（法149）

新聞広告を掲載する場合に希望する新聞社に提出するものです。

(4) 通称認定書（令88）

通称認定の申請をして認められた場合に交付するものです。

(5) 選挙運動に関する支出金額の制限額について（通知）（法194、令127）

選挙運動に関する支出制限額をお知らせするものです。

(6) 選挙運動用ビラ証紙交付票（法142_7）

選挙運動用ビラに貼る証紙の交付を受ける際に使用するものです。法定枚数を受け取ったときは交付票を選挙管理委員会事務局へ返還願います。

2 公営物資（法141、141の2、142、164の5）

品名	数量	注意事項
選挙用自動車(船舶)表示板	1枚	選挙運動用自動車の前面(フロントガラス等)に使用中常時掲示する。
選挙用拡声機表示板	1枚	マイクの下部等外部から見やすいところに使用中常時掲示する。
選挙運動用ビラ証紙	1,600枚	選挙運動用ビラに貼付する
街頭演説の標旗	1式	街頭演説をする場合に掲げる。
運動員用腕章	11枚	街頭演説において着用する。
乗車(船)用腕章	4枚	選挙運動用自動車に乗車する場合と街頭演説において着用する。

V 選挙運動

1 選挙運動の期間（法129、132、143_5）

選挙運動ができる期間は、立候補の届出が受理されたときから、原則として投票日の前日（6月24日（土））までです。

ただし、次の選挙運動は投票日当日でもできることとなっています。

- (1) 投票所を設けた場所の入り口から300m（直線距離）以外の区域に選挙事務所を設置すること。（300m以内の場合は投票日当日設けることができないので、次の（2）のポスター等は撤去すること。）
- (2) （1）の選挙事務所を表示するために、その場所で、ポスター、立札及び看板の類を通じて3つ以内並びにちょうちんの類を1つ掲示すること。
- (3) 選挙運動期間中適法に掲示した選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

2 事前運動と準備行為（法129）

立候補の届出が受理される前の選挙運動は、すべて事前運動として禁止されます。

ただし、次のような立候補届出前の準備行為は行うことができます。

- (1) 選挙事務所、自動車、拡声機、個人演説会場などの借入れの内交渉
- (2) 出納責任者や選挙運動員就任の内交渉
- (3) 労務者雇入れの内交渉
- (4) 選挙演説出演依頼の内交渉
- (5) ポスター、ビラ、葉書、立札、看板等の作製
- (6) 政党等の公認を求める行為
- (7) 選挙運動費用の調達 など

以上のような行為は、直接選挙人を対象としていないので選挙運動とはならないが、これらの行為と併せて投票依頼をすると事前運動となります。

3 選挙運動をすることができない者（法135_12、136、136の2、137、137の2、137の3）

次の者は、一定の要件のもと、選挙運動が禁止されています。

- (1) 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長）
- (2) 特定公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員）
- (3) 公務員（一般職の国家公務員、一般職の地方公務員、教育公務員等）
- (4) 年齢満18歳未満の者（湯茶接待、葉書の宛名書きなどの単なる労務を除く。）
- (5) 選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪を犯したために選挙権及び被選挙権を有しない者
また、不在者投票管理者、公務員等（特別職を含む。）、教育者（私立学校の長又は教員を含む。）は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

4 選挙運動の概要

(1) 文書図画による選挙運動

①掲示できる文書 図画 (法143_1_1 _1_2 _1_3 _1_4 _4 _5 _6 _7 _9 _10)	ア) 選挙事務所の表示									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規格</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター、立札、看板の類</td> <td>縦 350 c m以内 横 100 c m以内</td> <td>通じて3以内</td> </tr> <tr> <td>ちょうちん</td> <td>高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内</td> <td>1 個</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規格	数量	ポスター、立札、看板の類	縦 350 c m以内 横 100 c m以内	通じて3以内	ちょうちん	高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内	1 個
	種類	規格	数量							
	ポスター、立札、看板の類	縦 350 c m以内 横 100 c m以内	通じて3以内							
	ちょうちん	高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内	1 個							
	記載内容は、選挙事務所を表示するためのものでなければならない。									
	イ) 選挙運動用自動車への掲示									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規格</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター、立札、看板の類</td> <td>縦 273 c m以内 横 73 c m以内</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>ちょうちん</td> <td>高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内</td> <td>1 個</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規格	数量	ポスター、立札、看板の類	縦 273 c m以内 横 73 c m以内	制限なし	ちょうちん	高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内	1 個
	種類	規格	数量							
	ポスター、立札、看板の類	縦 273 c m以内 横 73 c m以内	制限なし							
ちょうちん	高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内	1 個								
記載内容に制限はない。										
※看板等掲示の審査は、6月19日(月)町民総合センター駐車場で実施										
ウ) 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類										
エ) 個人演説会場において、その演説会の開催中に使用するもの										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>規格</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポスター、立札、看板の類</td> <td>会場内では制限なし 会場外では 縦273 c m以内 横 73 c m以内</td> <td>会場内では制限なし 会場外では通じて2 以内</td> </tr> <tr> <td>ちょうちん</td> <td>高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内</td> <td>会場内外を通じて1 個</td> </tr> </tbody> </table>	種類	規格	数量	ポスター、立札、看板の類	会場内では制限なし 会場外では 縦273 c m以内 横 73 c m以内	会場内では制限なし 会場外では通じて2 以内	ちょうちん	高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内	会場内外を通じて1 個	
種類	規格	数量								
ポスター、立札、看板の類	会場内では制限なし 会場外では 縦273 c m以内 横 73 c m以内	会場内では制限なし 会場外では通じて2 以内								
ちょうちん	高さ 85 c m以内 直径 45 c m以内	会場内外を通じて1 個								
使用する文書図画には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。										
オ) 選挙運動用ポスター										
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営ポスター掲示場に1枚掲示することができ、それ以外の場所には掲示できない。 ・ 投票日を除いて貼り替えることができる。投票日当日も掲示しておくことができる。 ・ 規格 長さ42 c m、幅30 c m以内 ・ 記載内容に制限はないが表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人の場合は名称）及び住所を記載しなければならない。 										
②選挙運動用通常 葉書 (法142_1_7 令109の5)	ア) 頒布できる枚数は800枚。 イ) 選挙長が発行した候補者用通常葉書使用証明書を指定された郵便事業株式会社の支店に提示して、選挙用の表示をしてある郵便事業株式会社が発行する葉書の交付を受ける。 ウ) 私製葉書を使用する場合は、同証明書を指定された郵便事業株式会社の支店に提示して、選挙用の表示を受ける。 この場合、その購入に要した費用は公費負担にはならない。 エ) 発送の際は、選挙運動用通常葉書差出票を添えて、指定された郵便事業株式会社の支店の窓口に出す。 また、郵便によらないで通行人に手渡す場合や、集配させる等の方法は違反となる。 オ) 宛名の記載が「〇〇会社御中」等とある場合は、文書の回覧の禁止に触れる。									

③新聞広告 (法149_4)	ア) 候補者の負担により選挙運動期間中2回広告することができる。掲載できるのは選挙期日の前日まで。 イ) 掲載を希望する新聞社へ、選挙長が発行した新聞広告掲載証明書を提出する。 ウ) 1回の広告スペースは、横9.6cm、縦2段組以内で、場所は記事下に限られる。 エ) 広告の内容は自由であるが、色刷りは認められない。
④選挙運動用ビラ (法142_1 _6 _7 _8 _9 令109の6)	ア) 選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラを選挙運動期間中に1,600枚以内で頒布することができる。 イ) ビラの規格は、長さ29.7cm、幅21cm(A4版)を超えることができない。 ウ) 表面に頒布責任者(個人に限る)及び印刷者の氏名及び住所(法人の場合は名称及び所在地)を記載しなければならない。 エ) 記載内容は自由であるが、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できない。 オ) ビラには選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。 カ) 頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布の方法に限られる。
⑤禁止される事項等 (法142_12 143_2)	ア) アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライド映像による映写等は禁止されている。 イ) 選挙運動のため回覧板その他文書図画又は看板の類を多数の者に回覧させることは禁止されている。

(2) 言論による選挙運動

①演説禁止の場所 (法166)	次の場所においては演説はできない。 ・ 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物(公営住宅を除く。)ただし、公営施設(「②個人演説会」参照)使用の個人演説会々場となっている場合に個人演説会を開催することは差し支えない。 ・ 自動車、電車、バスのような交通機関の中や停車場その他鉄道地内 ・ 病院、診療所その他の療養施設
②個人演説会 (法141_1 143_1_4 _1_9 _1_10 161_1_1 _1_2 _1_3 161の2 162_2 163 164 令112_3)	ア) 回数に制限はない。 イ) 候補者以外の者でも演説することができる。 ウ) 選挙区内の公営施設を使用して開催する場合 ・ 開催期日前2日までに文書で選挙管理委員会に申し出なければならない。(候補者が直接公営施設に使用を申し込むことはできない。) ・ 候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り使用料は無料となる。 ・ 1回につき5時間(準備、後片付けの時間を含む。)を超えてはならない。 エ) 公営施設以外の施設を使用して開催する場合 ・ 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物あるいは病院や診療所等の施設を使用することはできない。 ・ 選挙管理委員会への申出は不要。 ・ 使用時間の制限はない。 オ) 会場内外に文書図画を掲示することができる。 カ) 会場では拡声機を使用することができる。 【参考】 公営施設とは(a)学校及び公民館、(b)地方公共団体の管理する公会堂、(c)選挙管理委員会が指定する施設です。

③街頭演説 (法164の5_1_1 164の6_1 の6_3 164の7)	ア) 演説者は必ず止まって行い、立候補届出の際に交付される標旗を掲げなければならない。 イ) 街頭演説は午前8時から午後8時までの間に限られる。 ウ) 長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければならない。 エ) 街頭演説のため選挙運動に従事する者は、15人以内で、立候補届出の際に交付される腕章を着用しなければならない。
④連呼行為 (法140の2_1 141の2_2) 前頁つづき	ア) 選挙運動のための連呼行為はできないが、次の場合に限りすることができる。 ・ 演説会場の場所である場合 ・ 街頭演説(演説を含む。)の場所である場合 ・ 選挙運動用自動車(又は船舶)の上においてする場合(午前8時から午後8時までに限られる。) イ) 学校、病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏の保持に努めなければならない。
⑤拡声機の使用 (法141_1 _5)	ア) 使用できる数は1そりい。 イ) 使用中は、立候補届出の際に交付される表示板をマイクの下部等外部から見やすいところに常時掲示しなければならない。 ウ) このほか、個人演説会等の開催中、その会場において別に1そりいを使用することができる。(この場合の表示は不要)
⑥許される事項	ア) 幕間演説 集会の途中、会社の休憩時間等を利用して、たまたまそこに集まっている者を対象に演説することは自由である。ただし、あらかじめ聴衆を集めてもらってにおいて、そこに出向いて演説することはできない。 イ) 個々面接 電車、バス、街頭でたまたま会った知人等に選挙運動を行うことは自由である。 ウ) 電話による選挙運動は自由である。

(3) インターネットによる選挙運動

①ウェブサイト等を利用した選挙運動 (法142_3)	ホームページ、ブログ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)、動画共有サイト、動画中継サイト等を利用することができる。 ただし、電子メールアドレス等、連絡する際に必要となる情報の表示が義務づけられている。
②電子メールを利用した選挙運動 (法142_4)	候補者に限り電子メールを利用し文書図画を頒布することができる。また、送信先には一定の制限があり、下記の者にのみ送信できる。 ア) あらかじめ選挙運動用電子メールの送信を求め、同意を通知した者 イ) 政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け拒否しなかった者

(4) その他の選挙運動

<p>①選挙事務所 (法130_2 131_1_5 _2 132 143_1_1 _7 _9 _10 令108)</p>	<p>ア) 設置できるのは1か所。 イ) 設置又は異動の都度、選挙管理委員会に届け出なければならない。 (異動は1日1回まで) ウ) 投票日当日においても、投票所を設けた場所の入口から300m(直線距離)以外の区域であれば設置することができる。 エ) 事務所を表示するために、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができる。</p>
<p>②選挙運動用自動車 (法141_1_1 _5 _6 141の2_1 の2_2 143_1_2 _9 _10 令109の3_1_1 の3_1_2 の3_2)</p>	<p>ア) 使用できる台数は1台。 イ) 使用できる自動車の種類 (a) 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車 これは、乗車定員4人以上10人以下の小型乗用自動車(「乗用自動車」については、(c)参照)及びバン型の小型貨物車いわゆるライトバン等のバン型自動車でその用途が貨物用とされたものである。 ただし、この自動車も上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものは使用できない。 (b) 四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの これはいわゆるジープといわれているものが代表的なもので、車両重量2トン以下のジープ型車であれば、上部が開けたり閉めたりできるものであっても使用することができる(ただし、走行中開いて使用することはできない。)ので、例えば、幌付ジープやサンルーフが装備されている自動車はこれに該当し、使用できる。 ただし、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものは使用できない。 (c) 乗車定員10人以下の乗用自動車((a)及び(b)に該当しないもの) 乗用自動車とは、自動車検査証の「用途」の欄に乗用の旨が記載されている自動車をいう。したがって、用途が乗用となっていれば、普通自動車、小型自動車はもちろん軽自動車、二輪自動車(側車付のものを含む。)であっても使用することができる。 ただし、二輪自動車を除き、屋根がなかったり、車の側面とか後面の全部又は一部が開けっ放しになっているものや、屋根があっても、一部が開いていたり、屋根を取りはずしたり、開くことのできるものは使用できない。したがって、オープンカーやオープンカーに幌をかぶせた車は使用できない。 (d) 小型貨物自動車及び軽貨物自動車 小型貨物自動車とは、小型自動車に該当する貨物自動車で、その用途が貨物自動車として登録されているものをいう。小型貨物自動車であれば(a)、(b)、(c)の場合とは異なり、覆いの有無にかかわらず使用できる。 軽貨物自動車とは、軽自動車に該当する貨物自動車であり、乗車定員や構造にかかわらず使用できる。 なお、(a)、(b)、(c)に掲げた使用できる自動車であっても、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開閉できるものを、その上面、側面又は後面の全部又は一部(側面又は後面にある窓を除く。)を走行中開いて使用している場合は、その自動車は、上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているものとみなされ、制限</p>

<p>頁つづき</p>	<p>に触れることになるので注意すること。</p> <p>また、(a)、(b)、(c)、(d)を通じて、自動車の構造上宣伝を主たる目的とするもの（いわゆる宣伝カーや、これと同程度までに改造されたものなど）は使用できない。</p> <p>ウ) 使用中は、立候補届出の際に交付される「選挙運動用自動車表示板」を、前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>エ) 乗車できる人数は候補者、運転手（1人）のほか乗車用腕章を着けた運動員4人以内に制限されている。</p> <p>オ) 選挙運動用自動車には、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を掲示することができる。</p> <p>なおこの場合は、所轄の警察署の許可が必要となるため、事前に警察署との打合せが必要となります。</p>
<p>③飲食物の提供 (法139 197の2_1 令109の2 129_1_1)</p>	<p>湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子並びに選挙事務所において選挙運動員や労務者に対して提供される一定の弁当以外は提供できない。</p> <p>【選挙事務所における弁当の提供】</p> <p>立候補の届出後から投票日の前日までの間、運動員と労務者に対して選挙事務所で食事するため又は携行するため、選挙事務所において支給する場合に限り提供することができる。</p> <p>① 提供できる数 候補者1人につき、15人分（45食）に選挙期日の告示の日から選挙期日の前日までの日数を乗じて得た数（225食）の範囲内</p> <p>② 弁当の価格の制限 1食につき1,000円以内で、1人に対して1日につき3,000円以内</p>
<p>④その他の禁止事項 (法133 138_1 138の2 138の3 140 199の2 199の5_3 の5_1)</p>	<p>ア) 選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもってする戸別訪問の禁止</p> <p>イ) 選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的又は得しめない目的をもって選挙人に対してする署名運動の禁止</p> <p>ウ) 選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果の公表の禁止</p> <p>エ) 選挙運動のため、自動車を連ね又は隊を組んで往来するなどによって氣勢を張る行為の禁止</p> <p>オ) 選挙運動のため、休憩所その他これに類似する設備を設けることの禁止</p> <p>カ) 公職の候補者又は候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄付をしてはならない。</p> <p>ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部に対する寄付は差し支えない。</p> <p>また、公職の候補者又は候補者となろうとする者（公職にあるものを含む）は、令和5年4月1日（当該公職の任期満了の日前90日）から当該選挙期日までの間は、後援団体に対し寄付をしてはならない。</p> <p>キ) 後援団体は当該選挙区内にある者に対し、寄付をしてはならない。</p>

5 選挙期日後のあいさつ行為等の制限（法178）

当選又は落選に関し、選挙人に対して、あいさつをする目的をもって、次のような行為は禁止されています。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除くほか文書図画を頒布し又は掲示すること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連ね又は隊を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選に関する答礼のために当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

VI 選挙運動に関する費用

1 収入、寄附、支出（法179_1、179_2、179_3、179_4、199）

公職選挙法における収入、寄附、支出は、日常用いられる言葉より広い意味となっています。

- (1) 収入・・・金銭、物品その他の財産上の利益の收受、その收受の承諾又は約束
- (2) 寄附・・・金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費
会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの
- (3) 支出・・・金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束

〔注意〕 特定の寄付の禁止

次のような場合は選挙に関する寄附は禁止されています

- ア) 当該、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者。
- イ) 当該、地方公共団体から利子補給金の交付の決定があった会社、その他法人。

2 出納責任者

候補者の選挙運動に関する収支について一切の責任を負うべき人が「出納責任者」で、費用面について全面的な責任と権限を持ちます。

(1) 選任及び届出（法180_1、180_2、180_3）

立候補の届出をした者は、出納責任者1人を選任して、直ちに届け出なければなりません。

この届出をしないで出納責任者が寄附を受けたり、支出をしたりすることはできません。

候補者が自ら出納責任者となり、又は推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任し、若しくは自ら出納責任者となることもできます。

なお、出納責任者の選任者は、文書で出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定め、出納責任者とともにこれに署名押印しなければならないこととされています。（候補者自らが出納責任者となった場合を除く。）

(2) 異動に関する届出（法182_1、182_2）

出納責任者に異動（解任、辞任等）があった場合、選任者はその旨を直ちに届け出なければなりません。

解任又は辞任による異動の場合は、その旨の通知のあったことを証明する書面を添付しなければなりません。（推薦届出者が解任した場合は、その解任について候補者の承諾があったことを証明する書面を添付しなければなりません。）

(3) 職務（法185、186、187_2、188_1、188_2、189_1、191_1）

① 会計帳簿の備え付けと記載

出納責任者は、会計帳簿を備え付け、候補者のためのすべての選挙運動に関する寄附、その他の収入、支出に関する事項を記載しなければなりません。

なお、金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もった金額を記載することになっています。

② 立候補準備のために要した費用の精算

立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされますので、出納責任者は就任後直ちにその候補者又は支出者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

③ 寄附に関する明細書の提出

出納責任者以外の者で候補者のため選挙運動に関する寄附を受けたものがあるときは、その寄附を受けた日から7日以内にその旨の明細書を出納責任者に提出しなければなりません。候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後、直に出納責任者にその明細書を提出しなければなりません。出納責任者は、この明細書を受領して保存するとともに、提出のないときは提出を求めなければなりません。

④ 領収書等の徴収と送付

出納責任者は、選挙運動に関するすべての支出について、その支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。ただし、電車の乗車券の購入等社会通念上、領収書を発行しない慣例となっているような場合や、金融機関への振込

みによる支出に係るものについては除かれます。

また、候補者又は出納責任者と意思を通じて、そのために支出した者も同様であり、領収書等を徴収したら直ちに、出納責任者に送付しなければなりません。

⑤ 収支報告書の提出と会計帳簿等の保存

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書に領収書等を添付し選挙期日から15日以内（7月10日まで）に選挙管理委員会へ提出しなければなりません。

また、会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書面を、収支報告書の提出の日から3年間保存しなければなりません。

⑥ 収支報告書の支出項目の分類

ア 人件費

選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員（いわゆる「うぐいす嬢」）及び手話通訳者に対する報酬のことであります。なお、選挙運動員等については、実費弁償を支払うことができますが、その内容は、交通費、食糧費等として処理してください。

イ 家屋費

(a) 選挙事務所費

主として借上料であって、この中には、事務所自体と机等の備品の借上料が考えられます。なお、事務所の電話を架設する費用も家屋費の中に含まれますので注意してください。

(b) 集会会場費等

主として個人演説会場の借上料等のことです。この中にも机などの備品の借上料が入ります。

ウ 通信費

主として電報、電話、葉書、封書等に要する費用のことです。電報は文書であって選挙運動のために使用することはできませんが、事務上の連絡のために使用することは差し支えありません。葉書、封書も同様に、事務連絡用のものに限り使用できます。（なお、選挙運動用通常葉書で規定枚数以内のもの郵送料は無料であり、計上されません。）電話架設費は、選挙事務所費に入りますが、電話機借上料と通信料は通信費に入ります。

また、選挙管理委員会等に対する届出等のために要した通信費も計上してください。

エ 交通費

候補者、運動員、事務員、労務者等についてその支出が考えられますが、候補者の分については、原則として選挙運動費用とはみなされません。

候補者と運動員がタクシーを拾ったような場合には、一般には運動員は便乗と解されるので、算入する必要はありません。

運動員が友人の好意で無料で自動車に乗せてもらった場合等は、時価で見積り、寄附及び支出として費用の中に算入しなければなりません。

オ 印刷費

主として選挙運動のために使用するポスター及び葉書の印刷費のことです。

カ 広告費

主として立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用のことです。

キ 文具費

紙、筆、墨、その他選挙事務所において使用した消耗品等のことです。

ク 食料費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律上認められた運動員及び労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用等のことです。

ケ 宿泊費

休憩及び宿泊に要した費用のことです。

コ 雑費

ア～ケ以外のもので、例えばガス代、電気代、水道代等がこれに含まれます。看板等の作製に当たって、材料を提供して労務者を雇い作製したものであるときは、材料代は雑費に

なりますが、労務者に要した費用は人件費に、ペンキ代等は文具費に記載されることとなります。

看板の作製を看板作製業者に請け負わせたときは、その費用は広告費に記載されることとなります。

3 選挙運動費用の制限 (法194_1_3、令127_1)

選挙運動のために使い得る費用の最高額(法定制限額)は、次により算出し、選挙期日の告示の日(6月20日(火))に選挙管理委員会が告示するとともに、立候補届出の際にお知らせします。

$$\text{法定制限額} = A + \text{固定額 (900,000 円)}$$

$$A = \frac{\text{告示日におけるその選挙区の選挙人名簿登録者総数}}{\text{その選挙区内の議員定数}} \times \text{人数割額(1,120 円)}$$

【参考】

令和5年4月9日現在の選挙人名簿登録者数及び議員定数による概算額は次のとおりです。

$$A = \frac{5,755}{11} \times 1,120 \text{円}$$

$$A(586,000) + \text{固定額}(900,000) \text{円} = 1,486,000 \text{円}$$

4 選挙運動費用に算入されないもの (法197_1_1、197_1_2、197_1_3、197_1_4、197_1_5、197_2)

次に掲げるものは、選挙運動に関する支出とはみなされないため、算入する必要はありません。

したがって、これらについては収支報告書に記載する必要はありません。

- (1) 立候補準備のために要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗る船、自動車、汽車、バス等のために要した支出
- (4) 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料(ただし、消費税は選挙運動費用に含む。)
- (6) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出

選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した費用(借上料、ガソリン代、軽油代、オイル代、修繕代、タイヤ代、運転手及び船員の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代等)は、選挙運動のための支出とみなされないため、記載する必要はありません。ただし、自動車及び船舶に取り付ける文書図画に要する経費は、ここでいう「使用するために要した費用」とは認められないため、選挙運動費用に計上しなければいけません。

- (7) 供託金

5 公営による選挙運動と選挙運動費用

次に掲げる経費については、公費により負担されます。

(1) 選挙運動用通常葉書 (法142_1_7)

選挙運動のために使用する通常葉書の郵送料は無料となっています。

また、私製葉書を使用する場合でも、郵送料が無料となります。

公費負担となった郵送料については、選挙運動費用として収支報告書に計上する必要はありませんが、葉書の印刷費、筆耕料などは選挙運動費用として収支報告書に計上しなければなりません。

(2) 選挙運動用自動車の使用 (法141_8)

町の条例に定めるところにより、一定の額の範囲内で公費により負担されます。

選挙運動用自動車の使用にかかる費用は、選挙運動費用に算入されないため、収支報告書に計上する必要はありません。

(3) 選挙運動用ポスターの作成 (法143_15)

町の条例に定めるところにより、一定の額の範囲内で公費により負担されます。

選挙運動用ポスターの作成にかかる費用は、公費負担となるか否かにかかわらず、選挙運動費用として収支報告書に計上しなければなりません。

(4) 選挙運動用ビラの作成 (法142_11)

町の条例に定めるところにより、一定の額の範囲内で公費により負担されます。

選挙運動用ビラの作成にかかる費用は、公費負担となるか否かにかかわらず、選挙運動費用として収支報告書に計上しなければなりません。

(5) 公営施設使用の個人演説会 (法164)

公営施設使用の個人演説会については、同一施設について1回に限り会場使用料が公費により負担されます。

公費負担となった会場使用料については、選挙運動費用として収支報告書に計上する必要はありません。

6 実費弁償及び報酬

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償並びに報酬の支給については、次のような制限があります。

(1) 実費弁償 (法197の2_1、令129_1_1、129_1_2、129_1_3)

実費弁償とは、実費の支出に対する相当額の補償をいい、次の者に支給することができます。

- ・ 選挙運動に従事する者 (いわゆる選挙運動員)
- ・ 選挙運動のために使用する労務者 (立候補準備行為及び選挙運動に付随して行う単純な機械的労務 (ポスター貼り、葉書の宛名書き、自動車の運転等) で、自らの労務の対価として報酬を得ることを目的とする行為をする者) また、支給できる最高額は次のとおりです。

【支給することができる最高額】

区 分	選挙運動に従事する者	選挙運動のために使用する労務者
鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	
船 賃	水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	
車 賃	陸路旅行 (鉄道旅行を除く。) について、路程に応じた実費額	
宿泊料	1夜につき12,000円 (食事料2食分を含む。)	1夜につき10,000円 (食事料を除く。)
弁当料	1食につき1,000円、1日につき3,000円 ※弁当を提供した場合は、この制限額から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額以内	支給できない。
茶菓料	1日につき500円	支給できない。

(2) 報酬 (法197の2_2、197の2_5、令129_1_3、129_1_4)

報酬とは、一定の役務に対する給付をいい、選挙運動のために使用する労務者、事務員、車上運動員及び手話通訳者に限り支給することができます。

① 労務者に対する支給

労務者1人に対して支給できる最高額は次のとおりです。

ア) 基本日額 10,000円

イ) 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割

※ 弁当を提供した場合は、報酬から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額を支給しなければなりません。

② 事務員、車上運動員及び手話通訳者に対する支給

選挙運動に従事する者のうち、

- ・ 選挙運動のために使用する事務員 (選挙運動に関する事務に従事する者として使用するために雇い入れた者。総括主宰者、出納責任者等の選挙運動の中心的存在である者や親族等の特

別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まない。)

- ・ 車上運動員（「うぐいす嬢」のように、専ら選挙運動用自動車の上において連呼行為等の選挙運動をするために雇い入れた者）
- ・ 手話通訳者（専ら手話通訳のために使用する者）

に限り支給することができます。

ア) 報酬を支給する者の届出

選挙運動に従事する者のうち報酬を支給する事務員、車上運動員及び手話通訳者については、その者を使用する前に文書で届け出なければなりません。（届け出していない者には報酬を支給することができません。）

イ) 支給できる期間

ア) の届出をしたときから選挙期日の前日（6月24日（土））までの間です。

ウ) 支給できる人員数

1日につき7人までで、期間を通じて異なる者を35人まで支給できます。

エ) 支給できる最高額

- ・ 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
- ・ 車上運動員及び手話通訳者 1日につき15,000円

7 収支報告書の提出と公表（法189_1、192_1）

出納責任者は、候補者の選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、次に掲げる期限までに選挙管理委員会に提出してください。

また、報告書には領収書（支出の金額、年月日及び支出の目的の記載があるもの）の写し又はその他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨及び支出の金額、年月日、目的を記載した書面を添付しなければなりません。

なお、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、当該支出の目的を記載した書面及び金融機関が作成した振込みの明細書（支出の金額及び年月日の記載があるもの）の写しをもって、領収書を徴し難かった支出の明細書に代えることができます。

選挙期日の告示日前まで、選挙期日の告示日から選挙期日まで及び選挙期日後になされた寄附その他の収入及び支出については、これを併せて精算し、選挙の期日から15日以内（7月10日（月））までに提出し、その精算届出後にされた寄附その他の収入及び支出については、その寄附その他の収入及び支出がなされた日から7日以内に提出することとされています。

なお、選挙管理委員会は収支報告書を受領後、報告書の要旨を告示等により公表することとされております。

Ⅶ 政治活動

1 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制（法201の13_1）

選挙が行われていない時期に、政党その他の政治活動を行う団体が、選挙運動にあたらぬ政治活動を行うことは原則的に自由ですが、特定の選挙が行われるときには、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日までの間、その区域内における特定の政治活動について規制されます。この度の松前町議会議員選挙においては、松前町内において6月20日（火）から6月25日（日）までの間、次に掲げる政治活動が規制されます。

- (1) 連呼行為
- (2) 掲示又は頒布する文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）に候補者の氏名又はその氏名が類推される事項を記載すること。
- (3) 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）において文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布（郵便等又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）すること。

2 政治活動用ポスターの規制（法143_16_2、143_16_3、201の14_1）

- (1) 候補者等及び後援団体の政治活動用ポスターの規制

候補者となろうとする者（現に公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）の政治活動のために使用されるポスターで候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの又は後援団体の政治活動のために使用されるポスターで後援団体の名称を表示するものは、選挙前の一定期間（任期満了による選挙の場合はその日の6か月前の日）、関係選挙区内に掲示することが禁止されています。

- (2) 政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターの撤去

選挙の期日の告示前に政党その他の政治活動を行う団体の政治活動用ポスターを掲示した者は、ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が松前町議会議員選挙において候補者となったときは、その日（告示日）のうちに当該選挙区内に掲示されたポスターを撤去しなければならないこととなっています。

VIII その他参考資料

1 候補者等のする届出・報告一覧

区分	事項	期間又は期限	届出申請者	届出提出先	備考
立候補	立候補届出又は推薦届出	告示日1日のみ (6月20日のみ)	選任者 (候補者又は推薦届出者)	選挙長	郵便によることなく、文書で届け出ること。
	立候補届記載事項異動の届出	異動があった場合直ちに	選任者 (候補者又は推薦届出者)	選挙長	
	立候補の辞退	立候補届出期間 (6月20日のみ)	選任者 (候補者又は推薦届出者)	選挙長	自ら、文書で届け出ること。
立会人	選挙立会人となるべき者の届出	投票日前3日まで (6月22日まで)	候補者	選挙長	選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て1人を届け出ることができる。
選挙運動	選挙事務所設置(異動)届出	設置又は異動後直ちに	設置者 (候補者又は推薦届出者)	選挙管理委員会	
	選挙運動用ビラ届出書	選挙運動期間中	候補者	選挙管理委員会	
	選挙運動用通常葉書の受領又は表示を受けること	選挙運動期間中	候補者	郵便局	選挙長交付の通常葉書使用証明書を提示
	選挙運動用通常葉書の差出	選挙運動期間中	候補者	郵便局	
	新聞広告の申込み	選挙運動期間中	候補者	掲載を希望する新聞社	選挙長交付の掲載証明書を提示 2回(有料)
	公営施設使用の個人演説会開催申出	開催日前2日まで	候補者	選挙管理委員会	
	自動車、拡声機の表示板、街頭演説標旗、街頭演説従事員腕章、乗車用腕章の再交付申請	破損又は紛失した場合	選任者 (候補者又は推薦届出者)	選挙管理委員会	理由書を添え文書で申請(破損の場合は破損した現物、紛失の場合は警察署長へ届け出ること)
選挙運動の費用	出納責任者選任(異動)届出	選任又は異動後直ちに	選任者(候補者又は推薦届出者)	選挙管理委員会	出納責任者の届け出がないと、選挙に関する支出をすることができない。
	報酬を支給する者の届出	使用する前に	候補者	選挙管理委員会	立候補届出のあった日から選挙期日の前日(6月24日)までの間に限り、1日7人までの事務員等に報酬を支給できる。
	選挙運動費用の収支報告書	選挙期日から15日以内 (7月10日まで)	出納責任者	選挙管理委員会	

※ 公費負担関係の書類は、「公費負担の手引き」を参照願います。

2 個人演説会を開催できる公営施設

名称	住所
松前町民体育館講義室	松前郡松前町字神明30番地
原口老人憩の家集会室	松前郡松前町字原口396番地2
松前町交流の里づくり館	松前郡松前町字原口413番地
松前町パートナーシップランド交流ホール	松前郡松前町字江良423番地2
清部生活改善センター第1研修室	松前郡松前町字清部460番地2
静浦老人憩の家集会室	松前郡松前町字静浦410番地
小島地区基幹集落センター集会室	松前郡松前町字赤神126番地
札前生活改善センター第1研修室	松前郡松前町字札前356番地2
館浜体験交流センター第1研修室	松前郡松前町字館浜322番地1
建石コミュニティセンター集会室	松前郡松前町字建石53番地6
松前町漁民センター研修室	松前郡松前町字弁天松前港地内
ふれあい交流センター集会室	松前郡松前町字唐津51番地1
月島福祉の家集会室	松前郡松前町字月島227番地5
朝日寿の家集会室	松前郡松前町字朝日372番地
上川生活改善センター第1研修室	松前郡松前町字上川23番地
大沢老人憩の家	松前郡松前町字大沢310番地1
荒谷寿の家	松前郡松前町字荒谷151番地
白神寿の家集会室	松前郡松前町字白神958番地

※上記の施設は、松前町選挙管理委員会が指定する施設です。この施設のほかに公営施設（学校及び公民館、地方公共団体の管理する公会堂）でも個人演説会をすることができます。

3 候補者関係主要日程（予定）

逆算日	月日	曜日	関係事項
46	5月10日	水	立候補予定者説明会（午後2時／松前町役場2階議場）
17	6月8日 ～16日	木 金	立候補届出書類等の事前審査 ポスター掲示場設置場所一覧及び略図の配布開始
6	6月19日	月	選挙運動用自動車の看板等掲示審査（6、9頁）
5	6月20日	火	選挙期日の告示日 立候補届出日、同締切日 （午前8時30分から午後5時まで／松前町役場2階議場） 証明書等及び公営物資の交付 選挙運動用自動車の検査（設備外積載許可申請） 選挙事務所の設置（異動）届出受付開始 選挙運動員中報酬を支給する者の届出受付開始 公営施設使用の個人演説会開催申出書受付開始 公費負担届出書受付開始 選挙立会人の届出受付開始 立候補辞退届出締切 選挙運動に関する支出金額の制限額の告示
4	6月21日	水	期日前投票・不在者投票開始
3	6月22日	木	公営施設使用の個人演説会開始 選挙立会人の届出締切期日 選挙立会人のくじの実施
2	6月23日	金	選挙立会人あて決定書（通知書）の交付
1	6月24日	土	期日前投票終了 選挙運動の終了 投票所を設けた施設の各入口から直線で300m以内の選挙事務所の閉鎖
0	6月25日 選挙期日	日	投票（午前7時から午後7時まで） 選挙会（午後8時10分／松前町民体育館）
△1	6月26日	月	当選証書付与式
△15	7月10日	月	選挙運動費用の収支報告書提出期限

4 選挙会場

場 所	月 日	開始時刻
松前町民体育館	6月25日（日）	午後8時10分

※無投票の場合は、同日の午前中に予定

5 当選証書付与式会場

場 所	月 日	開始時刻
松前町役場2階議場	6月26日（月）	午前10時